

令和8年度5回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和8年4月28日
開催場所 市長公室
開始時間 午前 10時00分
終了時間 午前 11時30分

庁議内容

- | | | |
|------|---|-------------------------------|
| 付議 | 1 | 「国立市富士見台地域重点エリア土地利用方針」の策定について |
| 付議 | 2 | 行政経営方針の構成・策定プロセスの変更について |
| 報告事項 | 3 | 令和8年度人事評価について |
| 報告事項 | 4 | 事務事業の見直しに関するヒアリングの実施について |

出席者(14名)

庁議メンバー (14名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 財政健全化担当部長 行政管理部長 健康福祉部長 健幸まちづくり担当部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 議会事務局長 教育部長
代理出席者 (0名)	

【付議】

- 「国立市富士見台地域重点エリア土地利用方針」の策定について
説明員：富士見台地域まちづくり担当課長、資産活用担当課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
- 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について
説明員：健康まちづくり戦略室長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

- 令和8年度人事評価について
説明員：人事制度・働き方改革担当課長
<内容>
令和8年度の人事評価について説明があった。
- 事務事業の見直しに関するヒアリングの実施について
説明員：財政健全化担当部長
<内容>
事務事業の見直しに関するヒアリングの実施について説明があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和8年4月28日開催）

付議事案名:「国立市富士見台地域重点エリア土地利用方針」の策定について

提案課 都市整備部都市計画課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
国立市富士見台地域重点まちづくり構想で位置付けた富士見台地域重点エリアにおいて、公共再編事業と国立富士見台団地再生事業の一体的なまちづくりを実現するため、土地利用の方向性を示す必要がある。については、国立富士見台地域重点エリア土地利用方針を策定することについて全庁的な合意形成を図るため 庁議に付議する。

2. 経過及び現状
(1) 令和4年まで・・・国立市富士見台地域重点まちづくり構想策定、国立富士見台団地及び周辺地域におけるまちづくりの推進に向けた連携協力に関する協定締結
(2) 令和7年1月・・・UR都市機構が団地の再生（建替え）の検討に向けた説明会実施
(3) 令和8年2月・・・団地の再生（建替え）を考える座談会で市が重点エリア土地利用方針検討開始を宣言

3. 具体的な措置
土地利用方針策定に向け、富士見台ミーティング等により市民意見を聞き、国立市富士見台地域重点エリア検討会議で議論を深め、庁内検討会で土地利用方針素案を確認し、令和9年度にパブリックコメント等を実施したのち、土地利用方針を決定する。

2. 集約

指示のあった事項については調整し、再度庁議に付議する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】
・庁内検討委員会の構成員に道路交通課長や地域包括ケア担当課長等を入れるべきではないか。
⇒庁内検討委員会の構成員については再度検討する。

・どのように富士見台地域のまちづくりを推進していくのかについて、庁内での情報共有を強化していくべき。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和8年4月28日開催）

付議事案名：国立市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について

提案課 健康福祉部健康まちづくり戦略室

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、市の区域を対象とし、国及び都の行動計画を上位計画として策定するもので、全庁的な対応を必要とする計画であり、庁内の合意形成を図ることを目的として付議する。

2. 経過及び現状

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、令和6年7月に政府行動計画及び令和7年5月に都行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、市行動計画（平成27年4月策定）の抜本改定を行うものである。
国立市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）は、第1回新型インフルエンザ対策庁内連絡会で素案を検討し、特措法第8条第7項に基づき国立市医師会から意見を聴取後、東京都の事前確認を経て、4月20日第2回新型インフルエンザ対策庁内連絡会を開催して作成したものである。

3. 具体的な措置

令和8年6月の公表に向け、事務を進めていく。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見】

・コロナ禍を振り返り、保健所が権限を持ちながら司令塔になり切れなかったと思う。
⇒コロナ禍以降、東京都多摩立川保健所に市町村連係課ができ、現在は患者情報の在り方等について密に連携している。